

John Noël Dillon, *The Justice of Constantine:  
Law, Communication, and Control*

Ann Arbor, The University of Michigan Press, 2012, Pp. xiv+295.

山 下 孝 輔

はじめに

『コンスタンティヌスの正義——法・コミュニケーション・統制——』と題された本書は、コンスタンティヌス 1 世（治世 306~337 年）が發布した勅法を主要な史料として、皇帝・役人・臣民の三者間の関係について論じている。著者のジョン・ノエル・ディロンは、2008 年にエール大学で古典学の学位を取得し、本書出版時にはエクセター大学の講師を務めている。本書は、著者がエール大学に提出した学位論文「コンスタンティヌス大帝の立法——正義・行政・改革——」の改訂版である。著者は本書において、皇帝の發布した勅法を、皇帝と役人とのあいだで、あるいは皇帝と臣民とのあいだで交わされたコミュニケーションの一種と見なして分析している。歴史学一般の例に漏れず西洋古代史の分野でも、コミュニケーションに関する研究が近年注目されている。本書もそうした潮流の中に位置づけることができるだろう。

本評では、まず、史料の成り立ちや勅法の文体について論じている 1~3 章について章ごとに評を加えながら個々に内容を紹介し (I)、次いでコンスタンティヌスの統治を扱っている 4~8 章の内容をまとめて概観し、そこで展開された著者の見解を検討する (II)。著者が提示したコンスタンティヌス時代の皇帝・役人・臣民の三者関係という枠組みにおいて、重要なのは 4~8 章の議論であると思われる。しかし、1~3 章の議論もまた説得的かつ興味深く見受けられたので、内容の紹介にあたっては 1~3 章に比重を置き、著者の見解を検討するにあたっては 4~8 章の議論を取り上げている。

I

コンスタンティヌスといえば、専らキリスト教史の文脈で語られているため、本書のタイトルでも上述の簡略な紹介でも、キリスト教や宗教に一言もしていないことを読者は訝しく思われるかもしれない。本書序論では、先行研究をまとめながら、著者がこの疑問に答えてくれている。すなわち、著者はコンスタンティヌスの宗教的側面に焦点を当てて先行研究を

まとめた上で、「本書は本質的に、非宗教的な研究である」と宣言するのである（本書5頁）。その立場から、本書は、キリスト教史の文脈ではなく、英語圏で展開している帝国統治に関する研究史の中に位置づけられている。

その研究史の始点となっており、序論でも特に注目されているのが、ファーガス・ミラーの大著『ローマ世界における皇帝』である<sup>1)</sup>。ミラーによると、帝国統治において皇帝が果たしていた役割は、受動的なものであった。換言するなら、皇帝は、情報や助力を交換し合う関係の中で、下から持ち上がってきたものに対応するという形で統治を行っていたのである。ミラーは、コンスタンティヌスをも受動的な皇帝の一例として取り上げている。それに対して著者のディロンは、コンスタンティヌスの時代に帝国行政の本質が変化したことを重く捉え、それ以前の典型であった受動的な皇帝像が、この時代に、相対的に能動的なものへと変化したと主張している。著者が注目している行政の変化とは、コンスタンティヌスの時代に、皇帝と臣民とのあいだの距離感が縮まり、皇帝がコミュニケーションの中で、臣民に対する関心と役人に対する警戒を示すようになったことである。皇帝・臣民・役人との三者関係での皇帝のこうした位置づけは、本書の各章で史料を分析する際の主軸ともなっている。

また、著者によると、本書は、クリフォード・アンドーの著書『ローマ帝国における皇帝の理念と属州民の忠誠』と強く関係している<sup>2)</sup>。同書はなぜ臣民が皇帝に対して忠実であり続けたかを問うており、それに対してディロンは、コンスタンティヌスがいかにしてそうした忠誠を引き起こそうとしていたかを問うているという点で、問題意識を共有している。ただし、アンドーが社会学の知見を活用している一方、ディロンは勅法の文献学的な分析に依拠しており、研究手法は異なっている。

序論では、以上のごとく帝国統治に関する研究史の中に本書が位置づけられた後、本書の構成が概観されている。

第1章「諸史料と『テオドシウス法典』」では、コンスタンティヌスの勅法を記録したいいくつかの史料を提示し、その中でも特に『テオドシウス法典』の成り立ちについて論じている。コンスタンティヌスは大量の勅法を残したことで知られているが、『テオドシウス法典』以外の史料によって伝えられた勅法は、極めて少ない。『シルモンディウス法集』や『バチカン断片集』、碑文やパピルス、文献資料にも、少ないながらも重要な、コンスタンティヌスの勅法が残存しているものの、まとまった数を伝えているのは『テオドシウス法典』だけである。

同法典は、5世紀前半に、皇帝テオドシウス2世のもとで編纂されたものであり、312~438年までの勅法を収録している。現存している『テオドシウス法典』のテキスト中に残されているコンスタンティヌスの勅法は、項目としては389点である。ただし、『テオドシウス法典』編纂の際に1つの勅法が複数に分割されて、別々の項目として収録されたものもあり、389項目の由来となった勅法として確認できるのは336点である。『テオドシウス法典』を専門的に扱った最新の研究書を著したボウドワン・サークスによると、『テオドシウス法典』

は完全な形で残存しているわけではないが、現存しているテキストには 2777 点の項目が確認されており、その元となった勅法は 2307 点であったという<sup>3)</sup>。これに基づく、コンスタンティヌスの勅法は、項目としては全体の約 14% を占めている。

本章で特に議論の対象となっているのは、こうした数多くの勅法が、『テオドシウス法典』編纂の際に、どのような経緯、基準で収録されたのかということである。編纂者たちは、法典に収録する勅法のテキストを入手するために、コンスタンティノープルにあった皇帝の居所に備えられた書庫にのみ依拠したのだろうか。それとも、属州の総督の管理下にあった書庫に残された勅法のテキストをも参照したのだろうか。また、『テオドシウス法典』編纂当時、後続の勅法によって同じ問題について異なる規定が発せられたなどの理由によって、既に時代遅れとなり効力を失っていた勅法は、法典に収録されたのだろうか。

先行研究でも既にこれらの問題は議論されており、例えば、先に挙げたサークスの主張では、編纂者たちは主としてコンスタンティノープルの書庫に残されていた文書から、『テオドシウス法典』に収録された勅法の大半を発見したとする。しかしながら著者は、コンスタンティヌスの勅法に関する分析に基づいて、サークスの主張に異を唱えている。著者によると、コンスタンティヌスの勅法の約 40% は、公布に関する追記を有している。つまり、法文末尾に、その勅法の揭示や受領の日付が記されているのである。『テオドシウス法典』に収録された勅法の多くには、これらの日付以外にも皇帝がそれらを発布した日付が付記されていることもある。発布の日付だけが記されているのであれば、皇帝が勅法を発布した際のテキストの写しがコンスタンティノープルの書庫に残されていたとしても不思議ではない。しかし、揭示や受領の日付は、皇帝が発布した勅法のテキストを受け取った属州滞在の役人のもとで、法文が保管された際に記されたかと考えるのが自然である。そのため著者は、『テオドシウス法典』の編纂者たちが法典に収録する勅法を、コンスタンティノープル以外の書庫からも獲得していたと考えている。

また、編纂当時時代遅れとなっていた勅法が『テオドシウス法典』に収録されたのか否かという問題についても、サークスが著者の論敵となっている。サークス以前の先行研究では、時代遅れな勅法も『テオドシウス法典』に収録されていると説明されていたが、それに対してサークスは反対意見を提示している。サークスの見解では、法典編纂を命じた 435 年の勅法 (*Codex Theodosianus* I.1.6) に見られる「制定法としての vis に関係のない文言はそれぞれの勅法から省略される」という一文が重視される。サークスは vis の語を力あるいは効力と解釈し、この一文に基づいて、制定法としての効力を有さない法文が省略されていたと主張する<sup>4)</sup>。それに対して、著者のディロンは、vis を力や効力としてではなく、意味や意義とする解釈を提示する。さらに、『テオドシウス法典』の 16 巻には編纂時に時代遅れであったと考えられる法文が散見されることに依拠して、サークスの主張を退け、『テオドシウス法典』には時代遅れとなっていた勅法も収録されたと論じる。

第 1 章の後半部分では、『テオドシウス法典』の編纂者たちが、なぜコンスタンティヌス

の時代以降の、特に 312 年以降の勅法を法典に収録したのかが問題となる。これについては、編纂者たちがキリスト教君主の勅法を収録することを目的としていたという説明が採用されることもある<sup>5)</sup>。しかし、背教者として有名なユリアヌスの勅法も法典からは排除されておらず、『テオドシウス法典』をキリスト教帝国の法典と見なすのは明らかな誤りであると著者は述べる。『テオドシウス法典』に収録された勅法がコンスタンティヌス以降のものであるのは、それ以前の勅法が、『テオドシウス法典』に先行して編纂されていた『グレゴリウス法典』と『ヘルモゲニアヌス法典』に収録されていたからであるとされる。

それでは、なぜコンスタンティヌスの治世の中でも、312 年が勅法収録の開始時点になったのだろうか。312 年という年は、コンスタンティヌスにとって重要な年であった。というのも、この年にコンスタンティヌスは対立していた皇帝マクセンティウスをミルウィウス橋の戦いで下し、その後マクセンティウスの下にあったイタリアとアフリカにまで影響力を伸ばして、ローマ帝国西方における支配を確立したのである。著者によると「多くの研究者は、マクセンティウスに対するコンスタンティヌスの勝利の時点から『テオドシウス法典』の編纂者たちが全勅法の収集を始めた」と見なしている」という（本書 29 頁）。ミルウィウス橋での有名な十字架の奇跡の後なら、コンスタンティヌスはすでにキリスト教に「改宗」(conversion) している。『テオドシウス法典』がキリスト教帝国の法典として計画されたのだとしたら、勅法収集を開始する時点としてこれほどふさわしい年はないだろう。しかしながら、テオドシウス 2 世が法典の編纂を命じた勅法の中では、ミルウィウス橋の勝利もマクセンティウスの打倒も言及されていない。もしもテオドシウス 2 世ないし皇帝周辺の者たちが、キリスト教徒としての情熱に駆りたてられて法典編纂を企図したのだとしたら、これはあまりにも奇妙なことではないだろうか。著者はこうした疑問を提示して、『テオドシウス法典』に 312 年以降の勅法が収録された理由を、再考する。

結論から述べると、著者は、『テオドシウス法典』編纂者たちが、312 年以前の勅法の法文を発見しなかったからであると考えている。著者によるこの主張は、一見突飛なようにも思えるが、少なくとも一つの仮説として認められるだけの状況証拠は揃えられている。上述のごとく、『テオドシウス法典』編纂者たちは、法典に収録する勅法の原文を、コンスタンティノーブルの書庫だけでなく属州からも得ていた、というのが著者の立場である。しかしながら、『テオドシウス法典』が編纂された 5 世紀前半には、「蛮族」が西方におけるローマ帝国の支配を揺るがしており、マクセンティウス打倒以前にコンスタンティヌスが統治していたブリタンニアやガリア、ヒスパニアなどは混迷の渦中にあった。とりわけブリタンニアなどは、すでにローマ帝国の属州たることをやめていたのである。法典編纂者たちが属州の書庫からも勅法の原文を獲得しようと努めたとしても、こうした地域からそれらを回収することは不可能であっただろう。それに加えて、法典編纂者たちが、イタリアとアフリカから何らかの形で勅法の原文を得ることができたのだとしたら、312 年問題はうまく説明がつくのである。すなわち、『テオドシウス法典』が編纂された時代に帝国の支配下にあったのが、

312年以降にコンスタンティヌスの統治下に入った領域であったために、法典編纂者たちが参照し得た書庫に残されていたコンスタンティヌスの勅法も312年以降に発布されたものだけであった、ということである。

以上が第1章の内容であるが、『テオドシウス法典』の成り立ちについて詳細な情報を開示しているだけでなく、先行研究を巻き込んだ議論で述べられている著者の見解は無理のないものであり、『テオドシウス法典』所収の諸勅法を主要な史料として用いる本書の最初の章としてふさわしい。

第2章は、「コンスタンティヌスによる立法の形式的特徴」と題されており、コンスタンティヌスがどのような形式に則って勅法を発していたかが論じられる。本章の内容について紹介する前に、この時代に皇帝たちが発布していた勅法の形式について説明しておく必要があるだろう。『テオドシウス法典』収録の諸勅法は、3つの形式に分類することができる。属州民やローマとコンスタンティノープルに住む人民に宛てられた告示 (edicta)、元老院に宛てられた演説 (orationes)、そして、皇帝に仕える官僚に宛てられた書簡 (epistulae) である。告示はともかく、演説と書簡が法律を制定する際に有効な形式であったというのは、現代的な感覚からすると不可解に思われるかもしれないが、この時代の皇帝たちが、元老院への意志表示や官僚への命令あるいは返答によって法的なルールを定めていたということは紛れもない事実である。これら3つの形式は、宛名人が異なっていただけでなく、文体の点でも区別することができる。書簡と演説が特定の個人あるいは集団に向けて、皇帝が語りかけるという形で記されていたのに対して、告示では一方的に皇帝が法的ルールを伝えているのみである。演説の文体が書簡に類似しており、この時代には元老院への演説を実際に皇帝が元老院で読み上げたわけではないため、著者はこうした演説もまた書簡と呼んでいる。他にもコンスタンティヌスは、私人からの請願に応じて勅答という形式でも勅法を発布していたが、それらは『テオドシウス法典』には収録されておらず、『バチカン断片』を通じて伝わっているのみである。

本章では、コンスタンティヌスが告示を発布する際に、告示における非人称的な口調を書簡のそれで置き換えて、皇帝が臣民に対して直接語りかける形で告示を発布していたとの主張が展開される。著者によると、コンスタンティヌスの告示のテキストには、書簡に特有の表現がいくつか見られる。例えば告示の受け手が、書簡の名宛人と同様の形式で記されるなどである。書簡と類似した特徴を備えた告示のことを、著者は書簡的告示 ("Epistolary edicts") と名付けている。書簡的告示の利点は、その告示によって影響を受ける人々に対して、皇帝が直接語りかけるという点にあった。しかし、書簡的告示は、コンスタンティヌスの死後、急速に衰え、ほとんど見られなくなってしまった。著者はその原因を、4~5世紀における法学の復興と、皇帝たちが勅法の法的拘束力に基準を設けるために古来の形式に拘るようになっていったという事情とに求めている。

コンスタンティヌスは勅法を発する際に、書簡はもちろん、演説、告示などのいかなる形

式においても、それらの受け手に対して直接語りかけることを重んじていた。著者は、元老院への演説をも書簡と見なし、かつ、告示をも書簡的としており、書簡を中心にコンスタンティヌスによる勅法発布の形式を理解している。

しかしながら、この見解には腑に落ちない点もある。コンスタンティヌスの時代には皇帝から官僚へ送られた書簡が、法律の制定と改変に大いに活用されるようになっただけでなく、官僚たちが自らに送られた書簡を告示と同じように人々に公開していたことは、著者も認めているところである。この点に関して、著者は「(引用者註：告示と書簡の)公開の手段が似通ってくると、告示と書簡はよりいっそう区別のつかないものになっていった」としている(本書52頁)。著者が、告示が書簡的特徴を見せるようになったと述べて、こうした表現をしなければならなかったことにも見てとれるように、書簡的特徴の告示への一方的な流入としてだけは解釈できない事象が、書簡には見られるのである。著者は告示と書簡とのこうした混同をも、書簡的告示に関する一節で扱っている。しかし、これらはむしろ「告示的書簡」とでも呼び得る事例なのではないだろうか。『テオドシウス法典』に収録された勅法では、告示も書簡も演説もすべてまとめて、ローマ帝国において一般的に有効な法律を、「告示」と呼ぶことがある。そのため、帝政後期全体を視野に入れた場合、勅法発布形式の混同については、書簡的形式が他の形式に浸透したことよりも、書簡が法律制定の一形式として告示のように用いられるようになったことこそを、コンスタンティヌスの時代の意義として強調することができるのではないだろうか。もちろん、著者が押し出している枠組みはあくまでもコンスタンティヌスの時代の統治であり、この枠組みの中では、他の形式への書簡的特徴の浸透が重要であることは言うまでもない。帝政後期における法律制定の形式上の変化は評者自身も関心を抱いている問題であるため、これについてより立ち入って論じることを評者の今後の課題の一つとしたい。

第3章「ディオクレティアヌスからコンスタンティヌスにかけての立法の変化」では、コンスタンティヌスの勅法発布の形式が、ディオクレティアヌスのそれと比較してどのように異なっているかが論じられている。著者によると、「ディオクレティアヌスの統治は一つの時代の終焉を、コンスタンティヌスの統治は新たな時代の始まりを知らせていた」(本書60頁)という。先行研究では、両者のあいだでの変化について、コンスタンティヌスの立法に対するキリスト教の影響や、ローマ法への非ローマ的な要素の侵入という問題が注目されてきた。しかし著者は、キリスト教の影響については、それを否定する他の研究者たちの見解に依拠して距離を置いている。そして、非ローマ的な要素については、ローマ的と非ローマ的という二元論や、古典期と後期のローマ法を対置する法制史家の前提に疑問を呈し、コンスタンティヌスその人が「ローマ人」であったのと同様に、その立法も「ローマ的」であったとする立場を示している。こうして、コンスタンティヌスにおける法の変化に関する先行研究の議論を離れて、本章では、勅法発布の形式にディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの違いを見出そうとしている。

しかしながら、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの勅法の比較には、史料の残存状況のために、大きな困難が存在している。ディオクレティアヌスの勅法として残っているのは、私人の請願に応じて発せられた勅答が大半であり、他方でコンスタンティヌスの勅法としては、勅答がほとんど残されておらず、告示や書簡、演説が過半を占めているのである。ディオクレティアヌスの勅答が、請願によって皇帝に訴えられた個別的な問題に関する皇帝の命令だけを述べているのに対して、コンスタンティヌスの告示や書簡、演説は個別的な事例に対する処置に限定されず、より一般的な規定を示している。そのため、そもそも勅法の種類を異にしている両者の比較には批判も多い。『テオドシウス法典』がキリスト教を奉じる皇帝とその側近たちの宗教的熱意によって作られたと見なす立場を採用するなら、コンスタンティヌスが採用したのと同じ形式でディオクレティアヌスが発した勅法は、単に宗教的な意向で法典の編纂者によって排除されただけであると考えられるため、両帝の発した勅法の形式を比較することには、意義が認められないからである。それに対して、上述のごとく、著者は『テオドシウス法典』編纂におけるキリスト教の役割を否定しているため、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの勅法発布形式の相違について、先行研究とは異なる説明を施そうとしている。

そこで、本章では、わずかながら現在にまで残されている史料に基づいて比較が可能な、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの勅答と書簡における両帝の相違が検討される。ディオクレティアヌスの勅答としては、『ユスティニアヌス法典』に収録された約970点が残されている。他方、コンスタンティヌスの勅答は、『パチカン断片』によってわずかな例が伝えられているのみである。著者は、分量的に不均衡な史料を用いながらも、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスのそれぞれの勅答における相違点を見出している。著者によると、ディオクレティアヌスの勅答は、感情的な表現を排して事実と法的に発生する結果のみを述べており、その文体はディオクレティアヌス以前の諸帝が発した勅答に似ている。それに対してコンスタンティヌスの勅答では、装飾的な文言がふんだんに用いられており、一見したところ法文そのものは告示と区別をつけがたい例がある。このように、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの勅答は、勅答の受け手に対して語りかける「口調」の点で、相違していた。

また、書簡においては、勅答の場合とは異なり、ディオクレティアヌスもまた、コンスタンティヌスの残した多くの書簡と同様に、修辭的な表現を多用していた。著者の史料分析によると、300年以後はそれ以前に告示でのみ確認されていた装飾的な表現が書簡でも用いられるようになっていたとされる。著者は、本章の結論として、テトラルキア時代に書簡で発生していた、告示的な表現の流用という変化がコンスタンティヌスに受け継がれ、さらには勅答にも適用されたと主張している。

本章は、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスとのあいだでの勅法発布形式の相違について論じるという、史料の残存状況のために困難となっている問題に取り組んでおり、

それだけでも興味深い。特に、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの勅答の文体に見出された相違点は、現存しているコンスタンティヌスの勅答が極めて少なく、本章で分析されたコンスタンティヌスの勅答が一点だけであったという難点を差し引いても、一考の価値があると思われる。惜しむらくは、史料的制約のために、コンスタンティヌス以後の勅答の文体を分析し、コンスタンティヌスにおいて変化した勅答がその後どのような運命をたどったか検討することが、我々にはできない。

## II

第4章「正義の普及」以下の章では、史料の成り立ちや勅法の発布形式に関する議論を離れて、コンスタンティヌスが役人や臣民といかなるコミュニケーションを取り交わしていたかが本格的に検討される。ここから第8章までの議論は互いに密接に関連しているため、まとめて概観する。

コンスタンティヌスはその勅法の中で、自らの正義と、不正に対する戦いを喧伝している。最初に、対立皇帝リキニウスに対する戦いが論じられる。324年、コンスタンティヌスはリキニウスを打倒し、ローマ帝国の単独統治者となった。打倒後に自らの権力基盤を確立していく中で、コンスタンティヌスはリキニウスを暴君として悪玉化した。その暴君化はリキニウスの立法のうちで、広い意味での法に反すると見なされた勅法の廃止にまで及んだ。そうした状況の中で、リキニウスの暴君イメージ形成と対をなすようにして、コンスタンティヌスは、正義と法の守護者としての自己イメージを表出するようになったのである。

著者によると、コンスタンティヌスはリキニウスの配下で行政に携わっていた役人たちを引き継いでおり、そうした者たちを統制するための試みの中でも、正義の守護者としてのイメージを形成することになった。コンスタンティヌスは勅法の中で、行政機構を支える役人たちに対する不信感を表明し、役人を統制するために臣民と協力しようとしている。すなわち、役人が不正を犯し、正義を損なうなら、行政の腐敗を是正するために臣民が皇帝に訴え出るようにと奨励しているのである。コンスタンティヌスのこうした試みは、勅法の中で言葉として示されただけではなく、行政機構の改革にも現れている。コンスタンティヌスのもとでは、地域ごとに道長官が任命されるようになり、行政機構の中で高い地位に据えられて、皇帝の命令を属州総督などの下位の役人に伝達させ、また、行政の腐敗に関する臣民からの声を皇帝に伝える役割を与えられた。また、それ以外にも、属州を巡察して地方の役人を監督するための役人もしばしば任命されている。こうした行政機構の改革によって、コンスタンティヌスは行政腐敗の是正を試みていたとされる。

第5章「コンスタンティヌスと属州民」では、皇帝が臣民との協力関係を築くために、どのような方策を実施していたかが問題となる。例えば、ローマ帝国の住民は、法廷に訴え出るなどの司法に関する手続きをするために、役人に対して金銭を納める必要があり、司法に

助けを求める人々は多大なる負担を強いられていた。これはコンスタンティヌスの時代に限らず、帝政後期の皇帝たちが苦慮した問題であった。著者によると、コンスタンティヌスにおいては未だに、司法に関する手続き料を正式に定めて過度な徴収を抑えるためのルールが制定されることはなかった。その代わりに、コンスタンティヌスは勅法において、手続き料徴収自体を禁止した。また、コンスタンティヌスは裁判の公開と、文書化を進めることで、司法に携わる役人の不正を抑制しようとした。腐敗を矯正するための勅法の中で、コンスタンティヌスは罰則によって役人たちを威嚇し、臣民が皇帝の正義に頼ることを奨励した。それだけでなく、属州民は、優れた役人を賞賛し、不正を働いた役人を非難することを、コンスタンティヌスの勅法によって公式に認められさえしたのである。もちろん、こうした行為は高度な弁論技能を身につけ、権力者とのコネクションを有した一部のの人々へのみ可能であった。その他にも、コンスタンティヌスはキリスト教の司教に裁判権を与え、正義を普及するための使者に仕立て上げようとしたが、これは失敗したとされる。

引き続き、第6章「コンスタンティヌスと帝国官僚」では、前章でも取り上げられた役人の腐敗に対するコンスタンティヌスの処置がより詳しく検討される。具体的には、皇帝の命令に対する不服従や、不当な徴税、ムネラの不正な分配、罰則逃れのための賄賂による官職取得、監獄での囚人に対する過酷な扱い、寡婦からの財産収奪などの不正行為が、ときには死刑をもって禁じられている。厳格な罰則を定める勅法の繰り返しは、従来、行政の腐敗を是正するための皇帝たちによる試みが失敗した証拠であり、現実には腐敗が蔓延していたことを示すとされてきた。それに対して、近年では、こうした勅法発布の繰り返しは、当時の人々が法の実効性に期待を抱いていたことを意味しており、そこに法の強さを読み取り得るという意見も提示されている。勅法の実効性に関する悲観説と楽観説を前に、著者は、役人による不正の広範な存在を認めてはいる。しかし、勅法の大半が皇帝によって役人へと下された書簡であるため、そこで命じられたことの多くは実行に移されたであろうと考え、悲観説を拒絶している。著者の議論では、コンスタンティヌスが役人の不正を是正するために発した大量の勅法は、腐敗の蔓延の証明ではなく、コンスタンティヌスが役人の不正から臣民を保護しようとした試みとして解釈される。

役人たちの不正を抑えるための手段として採用されたのは、罰則による威嚇だけではなかった。第7章「統制とお伺い——*Breves, Relationes, Consultationes*——」では、役人が皇帝へと提出していた諸種の書類が扱われる。こうした書類の提出が必要とされたのは、皇帝が役人たちの仕事を監督し統制するためだけでなく、地方統治に携わる役人たちが、しばしば皇帝の助力と決定を必要とする問題に直面していたからでもある。総督は在地の有力者が弱者を虐げないように注意せねばならなかったが、有力者の中には総督の権力を意に介さないほどに強力な者たちもおり、そうした者たちに総督だけで対抗することはできなかった。例えば、富裕な者が金銭を用いて司法を私物化するような行為に総督が適切に対処し得ない場合には、総督は道長官などのより高位の官職にある者に書面で報告して、その助力を

求めることができた。

また、総督などの役人は、自らが主宰する裁判で審判人として判決を下していたのであるが、いかなる判決を下すべきかについて逡巡した場合には、皇帝にお伺いを立てることを許されていた。総督は判決についてのお伺いを立てると決めたら、法廷にてその旨を表明し、審理した結果を書類にまとめ、判決を下す前に皇帝へと発送する必要があった。この手続きは遵守されず、判決を下した後に皇帝へとお伺いを立てる総督もあり、問題化していた。というのも、実際に下された判決に異議を唱えるのは、皇帝などの上位の法廷への上訴として敗訴者に認められていた権能であり、判決後のお伺いは上訴の領分を侵していたからである。

コンスタンティヌスは、こうした報告やお伺いの完全な文書化を目指し、審理に関係するものをすべて文書にして皇帝や道長官などの上位者に送るように命じた。もしも文書の作成を怠るか、特定の文書を隠ぺいした役人がいたなら、罰金を科せられることとなった。極端なまでの文書化が求められたのは、判決に関するお伺いが功を奏するか否かは、皇帝が事案を適切に考慮するための情報がそろっているにかかっていたからである。それに加えて、何らかの事情により役人が裁判などに関する文書を隠ぺいすることにより、その裁判に利害関係を有する者たちの一部に害をなすことがあったからである。コンスタンティヌスが広大な帝国各地に自らの支配を及ぼすためには、文書を通じた密なコミュニケーションが必要だったのである。

役人からのお伺いと報告と同様に、コンスタンティヌスの時代に変化を被った上訴の制度が、第8章「上訴」で扱われる。コンスタンティヌスのもとでの上訴制度改革は、大きく分けると二点であった。一つは、道長官や首都長官、管区長官などの高官に、*vice sacra* ないしは *vice nostra*（いずれも皇帝の代理を意味する）の立場が認められ、皇帝に代わって上訴を裁く権限が与えられたこと。役人に対する *vice sacra* の付与は、コンスタンティヌス以前の時代にも不規則に行われていたが、コンスタンティヌスはそれを慣習化した。もう一つは「お伺い式上訴」（*appellatio more consultationis*）の導入である。従来の上訴は、上訴者本人によって上訴先の法廷に必要な文書を持ち込む必要があった。それに対して、「お伺い式上訴」の場合には、上訴者は上訴元の法廷に上訴する旨を判決後の上訴期限内に申し立てるだけでよく、上訴に必要な文書の伝達が役人たちの任務とされた。そのため、上訴者の負担は減ったがそれと引き換えに、上訴の手続きを遂行する役人が不正を働く余地が増えることとなった。判決に異議を唱えられた審判人自身が、自らの判決に対する異議申し立ての手続きをするように求められたのだから、それも無理からぬことであっただろう。こうした不正に対しても、コンスタンティヌスは罰則を設けて、抑制を図っている。

上訴制度に関する不正を犯したのは、役人だけではなくた。上訴者の側にも上訴を申し立てるにあたっての制限があり、中にはこの制限を迂回して一度下された判決を覆そうと試みる者もいた。特に刑事裁判においては、極刑判決を受けた者や、異議を申し立てるに足る証拠のない者は、上訴することを禁じられていた。自らに不利な判決を受け、かつ、上訴す

ることを合法的には許されなかった者たちの中には、皇帝に直訴して上訴を実現しようとする者もいた。コンスタンティヌスはこうした直訴を追放刑によって禁じている。また、敗訴者はしばしば、正当な判決を求めてというよりもむしろ、裁判に勝利するための戦術の一環として皇帝に上訴していた。コンスタンティヌスの勅法は、上訴の悪用に対する憤りを示している。

以上を要約するとコンスタンティヌスは、上訴制度が成功するか否かは、特に総督などの役人の順法意識に依存していたと考えており、その考えに基づいて、上訴の手続きにかかわる者たちの不正を抑制するための勅法を制定していたということである。

最後に、結論部で、著者は本書での議論を概括したうえで、コンスタンティヌスの統治に対する自身の見解を述べる。それによると、コンスタンティヌスは帝国の行政を司る役人たちに対する根強い不信感に動かされ、臣民を味方につけて役人たちに対抗していたという。その姿は、ステレオタイプな古代末期の皇帝たちの超然としたイメージとは対照的な、ポピュリストの独裁者であった。

4-8章の内容は以上の通りである。先に述べたように、ここでは4章から8章まででなされた、コンスタンティヌスの時代のコミュニケーションと統治に関する著者の議論を特に取り上げたい。これらの章は一貫して、皇帝・役人・臣民のあいだでの勅法を介したコミュニケーションを分析し、コンスタンティヌスが臣民と協力関係を結び、役人たちを統制するためにいかに苦心していたかを説明している。著者による説明は、『テオドシウス法典』所収の諸勅法によって定められた、役人の不正に対する罰則を主たる根拠としており、実証的である。

しかしながら、著者によって提示されたこの対立図式に、評者は若干の疑問を抱いた。最大の疑問点は、著者によって、臣民 (subjects) あるいは属州民 (provincials) と呼ばれた集団が、一体いかなる人々であったのかということである。本書では、コンスタンティヌスと臣民が、役人の不正に対抗していたという点が強調されているが、コンスタンティヌスと協力した臣民の内部での違いについては論じられていない。第5章では、臣民による役人への対抗手段の一つとして、賞賛演説が取り上げられており、その手段を行使し得たのは金銭と特殊な技能、人間関係を有した一部の人々だけであったと述べられている。しかし臣民間の立場の違いは、コンスタンティヌスと臣民とのあいだでのコミュニケーションに関する著者の理解に反映されていない。

当然のことながら、コンスタンティヌスの時代にも、臣民ないし属州民は、異なる利害を有した多様な集団によって構成されており、中には、互いに支配・被支配の関係を形成する者たちもいた。私人の支配下にあった者たちの代表は、例えばコロヌスである。コンスタンティヌスは、コロヌスを土地に束縛することを初めて勅法として定めた皇帝として知られている (*Codex Theodosianus* V. 17. 1)。自領のコロヌスに逃亡され、労働力不足に悩まされた

所領主の中には、この勅法に頼り、コロヌスの取り戻しを図った者もいたことだろう。また、古代末期にも奴隷は存在しており、ディオクレティアヌスの時代には、奴隷の中にも皇帝に請願し勅答を得ることができる者たちもいた<sup>6)</sup>。皇帝や役人の支配下にあった臣民の中でも、さらに他の私人によって支配される立場にあった者たちがいたことを考慮すると、皇帝と臣民が役人に対して協力関係にあったとだけ想定するのは、単純化が過ぎるのではないと思われる。

また、皇帝・臣民対役人という関係ばかりが重視されており、役人と臣民との関係が考慮されていないことも不自然であるように思われた。本書の4-8章の議論では、役人の不正は帝国の健全な統治を損なうものとされ、コンスタンティヌスは皇帝としてその不正を撲滅するために数多くの対策を施していたとされる。例えば、7、8章では、役人たちが意図的に情報を隠ぺいすることを妨げるために、皇帝や高位の官僚へともたらされる情報の徹底した文書化が求められていたことに注意が促されている。

本書で取り上げられた勅法の中で、非難的・的に晒されている役人たちは、単に自らの利益のみを図って不正をはたらいていたのだろうか。本書において臣民や属州民という括りで論じられている人々の中には、何らかの手段で役人たちと良好な関係を取り結び、さらには自らの利益を叶えるために役人の不正を利用した者もあったと考えた方が自然なのではあるまいか。第8章では、上訴手続きを担当する役人の側に不正があっただけでなく、臣民の側にも上訴を悪用する意図のある者たちがいたとされる。コンスタンティヌスの時代の上訴は、役人による書類の発行と送付といった手続きを伴っており、上訴を悪用して自己に有利な判決を獲得しようと目論む者が、上訴を実行する際にどこかの段階で役人の協力を求めたとしても不思議ではない。

## おわりに

かくのごとく、本書が打ち出した皇帝と臣民が役人たちに対抗して協力していたという図式には問題がある。しかし、本書で展開された数々の議論には、有益なものが多い。勅法で再三にわたって役人の不正行為が禁止されていることを、従来のように腐敗の蔓延と解するのではなく、それらを抑制しようとした皇帝の試みの現れと解釈している点は妥当であり、また、『テオドシウス法典』編纂の際に収録された勅法のテキストを提供した書庫に関する議論も興味深い。さらに、ディオクレティアヌスとコンスタンティヌスの勅答の比較は、史料的に制約された問題に正面から取り組んでおり、今後、両者における法律制定のあり方の相違を論じる際には欠かすことのできない議論になるのではあるまいか。本書はコンスタンティヌスの時代の統治について考察することを、その枠組みとしているが、以上でみたようにその時代に限定されず、帝政後期全体にかかわるより大きな問題に及び得る射程をも備えていると評価できる。

## 註

- 1) F. Millar, *The Emperor in the Roman World*, 2nd edn., London, 1992 (1st edn. in 1977).
- 2) C. Ando, *Imperial Ideology and Provincial Loyalty in the Roman Empire*, Berkeley, 2000. 本書については、山本晴樹「(書評) Clifford Ando, *Imperial Ideology and Provincial Loyalty in the Roman Empire*」『西洋古典学研究』51, 2003 年, 153~156 頁をも参照。
- 3) A.J.B. Sirks, *The Theodosian Code: A Study*, Friedrichsdorf, 2007, p. 84.
- 4) *Ibid.*, pp. 150-154.
- 5) W. Turpin, The Law Codes and Late Roman Law, *Revue internationale des droits de l'antiquité*, 32, 1985, 339-53, esp. p.344.
- 6) S. Connolly, *Lives behind the Laws: The World of the Codex Hermogenianus*, Bloomington, 2010, esp. pp. 77-79. 本書については、山下孝輔「書評 Serena Connolly, *Lives behind the Laws: The World of the Codex Hermogenianus*」『史林』95 (4), 2012 年, 687-692 頁をも参照。